THFA

JFA TOHOKU FOOTBALL ASSOCIATION DREAM 夢があるから強くなる

東北規裁 17001
2017 年 4 月 13 日

東北各県サッカー協会
　規律委員長　様
一般社団法人東北サッカー協会
　各種別委員長　様
CC：東北各県サッカー協会　事務局　御中

一般社団法人東北サッカー協会
規律・裁定委員長　余湖　勝利

出場停止処分の取り扱いについて（通達）

各種競技会の出場停止処分の取り扱いについて、誤った運用事例が報告されました。
ついては、「［別紙 2］懲罰基準の運用に関する細則」並びに「事例」を確認の上、適切に対応してください。

● ［別紙 2］懲罰基準の運用に関する細則の抜粋

第４条〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕

退場による公式試合の出場停止処分は、同一競技会における直近の試合に適用されるものとする。処分が複数試合の場合は、順次、当該同一競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。

第６条〔同一競技会にて消化しきれなかった出場停止処分の持ち越し〕

１．第４条による出場停止処分が、同一競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。
２．前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての異なる競技会間の伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等及びその所属するチームが連帯して責任を負うものとする。
３．第１項に違反して試合に出場した場合、当該選手等及びその所属チームに対し本規程に従い懲罰を科すものとする。

第９条〔複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化〕

選手等が、複数のチーム（選抜チームや年齢制限付チーム等）にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は同一競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。

● 事例（全国自治体職員サッカー選手権大会東北予選大会の場合）

事象：　Ａ選手の所属するＢ市役所チームが、社会人東北予選と自治体東北予選に出場した。

Ａ選手は、先に行われた社会人東北予選で１試合の出場停止を受け、未消化のまま大会を終了した。Ａ選手は、未消化の出場停止処分を消化するため、直後に行われた自治体東北予選の初戦の出場を止められた。

対応：　Ａ選手が、自治体東北予選の初戦に出場することを停止しない。
未消化の出場停止処分は、社会人大会予選に参加したチームと同一チームで参加する直近の公式試合において消化する。

解説：　自治体東北予選の参加資格から以下の２点を読み取ることができる。

・JFA登録チームでの参加が義務付けられていない。
・選抜あるいは合同によるチーム編成が可能である。

この２点によりＢチームが、自治体東北予選に出場した場合と社会人東北予選に出場した場合とでは、チーム名や登録選手が同じであっても同一チームとは言えない。つまり第９条の“複数のチームで競技会に出場する場合”に該当すると解釈することができる。

第９条には、“一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする”と規定されている。

よって、Ａ選手は自治体東北予選の初戦に参加できる。

※全国自治体職員サッカー選手権大会東北予選大会参加資格の抜粋

- （公財）日本サッカー協会に選手登録されている都道府県及び市町村並びに一部事務組合職員（正規職員に限る。）のみをもって構成されたチーム。
- 自治体に複数チームが存在する場合は、当該自治体の中で予選を行い、その勝ちチームを代表チームとするか、または各チームから選抜した選手で代表チームを編成することができる。
- １自治体で１チームを編成することが困難な場合は、３つ以内の自治体でチームを編成することができる。

［参考］同様のケースが想定される競技会

・東北総合体育大会サッカー競技
・日本スポーツマスターズ（35歳以上）サッカー東北予選会
・カメイカップU-15東北サッカー選抜大会
・JFA東北ガールズエイト（U-12）サッカー大会

【添付資料】　・懲罰規程
・［別紙1］競技及び競技会における懲罰基準
・［別紙2］懲罰基準の運用に関する細則

【本件に関する問い合わせ先】

一般社団法人東北サッカー協会
規律・裁定委員長　余湖　勝利　Tel:090-9639-4316　E-mail:k453111@ozzio.jp
事務局　安達/天本　Tel:022-352-3720　E-mail:r-tohoku@jfa.or.jp